

三豊市農業委員会 2 月定例総会議事録

令和 7 年 2 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 2 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 8 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	－	2 3 番	吉田 由紀	－	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 4 番	梅本 健一郎	○	1 8 番	石井 宏昭	○	2 3 番	藤川 達也	○
3 2 番	竹内 巧	○	3 9 番	矢野 篤	○	5 2 番	黒浜 豊	○
5 8 番	眞鍋 正広	○	6 3 番	藤田 仁志	○			

2. 署名委員

7 番 香川 政雄
1 6 番 藤川 剛

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】
事 務 局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 2 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、こんにちは。毎日寒い日々が続いており、特に今週は体にこたえる寒さとなっております。そういった中、本日はお集まりいただきありがとうございます。農林水産課が中心となって進めてまいりました地域計画ですが、内容がほぼ固まったと聞いております。委員の皆様にも大変お世話になりました。今後、転用等を行う場合には地域計画の変更が必要となり、手続きがワンステップ増えることになります。農業委員会としても課せられた役割に基づいて仕事をしているわけですが、今後その内容が複雑化していくことも、委員の皆様にはご承知おきいただきたいと思います。今月、来月とあと 2 回の委員会となりましたが、皆様に忌憚のない意見をいただきながら、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。
事務局長	ありがとうございます。本日の会議にあたり、2 2 番 宮崎 和代委員、2 3 番 吉田 由紀 委員 からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は 2 2 名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。 それでは、総会会議規則第 6 条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会 2 月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号 7 番 香川 政雄 委員、議席番号 1 6 番 藤川 剛 委員のご両名をお願いいたします。 本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1 ページを開いてください。議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 2 4 号を朗読 〕 以上 2 4 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議 長	ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。
4 番	同じ方が複数の農地を返還されているようですが、あとの耕作者は確保できているのでしょうか。

事 務 局	高齢化等でやむを得ず農地を返還すると聞いております。農業委員さんをはじめ地域の方々の力を借りて、少しずつ次の耕作者が決まりつつある状況です。
議 長	返還したという報告だけではなく、できれば農業委員さんや推進委員さんも次の耕作者確保にご協力をお願いします。ほかにございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号 1 号から番号 2 4 号の 2 4 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9 ページを開いてください。議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第 2 号 番号 1 号から番号 8 号を朗読 〕 以上 8 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
議 長	ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の番号 1 号から番号 8 号の 8 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。1 2 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。 〔 議案第 3 号 番号 1 号から番号 1 8 号を朗読 〕 以上 1 8 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
4 番	番号 1 号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は市

外在住であり農地の管理が難しいことと、譲受人の希望があったことから今回の申請となりました。譲受人は会社員ですが、水稻を作付けするため経営規模を拡大する予定です。地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

5 番 番号2号について説明します。譲渡人が農地の売却先を探していたところ、申請地近くにハウスを所有する譲受人の希望により話がまとまりました。申請地では、今後ハウスイチゴを栽培する予定です。地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

6 番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。譲受人は経営拡大を目指しており、今後は野菜の栽培を行う予定です。水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

7 番 番号4号について説明します。譲渡人は県外在住で、相続により申請地を取得しましたが、知人に農地の売却の相談をしていたところ、譲受人を紹介され売買が成立したものです。譲受人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培する予定です。申請地には貸借がついていたため、適切に管理されております。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

1 0 番 番号5号について説明します。譲受人は1年前に県外から移住してきた方で、購入した住居に隣接する申請地を購入するものです。申請地は以前から譲受人が借りており、今回譲受人の希望により売買が成立しました。譲受人は農業経験がありませんでしたが、譲渡人から機具の使い方や野菜の栽培方法など、1年間指導を受けたそうです。現地では、柑橘類や野菜が栽培されており、今後も引き続き栽培する予定です。

番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外在住のため申請地の管理を譲受人に任せていました。申請地は譲受人宅の近所にあることから、今回無償での譲渡が成立したものです。

以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

2 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが、譲渡人が譲受人の住宅を購入し、そこに隣接する申請地を今回購入するものです。申請地は住宅地に囲まれており、周辺農地の影響はありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 2 番 番号8号について説明します。譲受人は以前から申請地を借りており、今回売買を行うものです。申請地は適切に管理されており、水利組合の同意も得ているようです。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 3 番 番号9号、番号10号については、譲渡人が同じ方のため一括して説明します。譲渡人と譲受人は以前同じ自治会でしたが、現在譲渡人は県外在住です。譲受人2名は親族です。申請地は他人に貸していましたが、2年

ほど前から耕作されておらず少しずつ荒れ始めていたところ、譲受人2名から農地を買い取る話を持ちかけ、今回の申請となりました。譲受人は水稻を中心に耕作しており、現在も規模を拡大中です。申請地はすでに草刈りと耕起が行われ、いつでも耕作できる状況です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 4 番 番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが、知人からの紹介により今回売買が成立しました。譲受人は夫婦でブドウ栽培を行っており、今後も規模を拡大予定とのことです。申請地は現在ブドウが栽培されておりますが、今後は苗木を植え替えて栽培する予定です。周辺農地への影響なく問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

1 5 番 番号12号について説明します。譲渡人は申請地から離れたところに住んでおり、申請地で長年果樹を栽培していました。しかし、遠方のため耕作に不便を感じるようになり、管理できなくなる前に売却をするため、不動産会社へ相談していました。譲受人は申請地に隣接する農地で水稻を栽培しており、不動産業者から売買の話を受け、購入を決めたものです。現地を確認したところ柑橘類が植えられており、除草もできています。譲受人は引き続き柑橘の栽培をする予定です。近隣農地や水利組合の同意も得ており、特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

1 8 番 番号13号について説明します。譲渡人は高齢で後継者もないことから、農地の処分を検討していました。今回、近所に住む譲受人からの希望で売買が成立したものです。申請地は住宅に囲まれており、周辺農地等の影響もありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 7 番 番号14号について説明します。譲渡人は親から申請地を引き継ぎましたが、自宅から離れているため管理に苦慮していました。譲受人は現在市外在住ですが、三豊市に移住するため住宅を購入した際、住宅の所有者から隣接する農地の購入も希望されたため、今回売買を行うものです。申請地は住宅の改修後、耕作予定です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 9 番 番号15号について説明します。申請地はミカン専業農家の譲受人の所有する農地に隣接しており、譲渡人の希望により今回売買が成立しました。申請地は適切に管理されており、今後も問題なく耕作できます。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

1 番 番号16号について説明します。譲渡人は市外在住で、こちらに戻る予定もないことから、所有農地等の処分を行っていました。今回、不動産会社の紹介により三豊市に移住予定の譲受人と話がまとまったものです。

番号17号について説明します。譲受人は3年前に三豊市で住宅を購入し、農業を行っております。申請地は9反ほどありますので、譲受人の父と共に管理を行うとともに、知り合いの担い手農家にも耕作を依頼する予定です。

以上、周辺農地の影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

21番	番号18号について説明します。申請地は、かつて譲渡人が住んでいた住宅に隣接しており、住宅はすでに譲受人が購入済みです。申請地には水も入らないので、井戸水を使用するという事で地元の同意も得ており、自己消費の野菜を栽培する予定です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。				ございませんか。
		一同			〔異議なしの声あり〕
議長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。		議長		異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。20ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
		一同		事務局	議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号12号の12件につきまして、ご説明いたします。
					〔議案第5号 番号1号から番号12号を朗読〕
					なお農地区分につきましては、番号4号の一部、番号10号、番号11号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。以上12件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
			議長		事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
			4番		番号1号について説明します。譲受人は2年ほど前に県外から移住してきた方で、今回飲食店を開業するため、住宅兼店舗や駐車場等を整備するための申請です。周辺農地等の影響もなく問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
			3番		番号2号について説明します。譲受人は野菜専業農家で、以前から冷蔵倉庫を建てる候補地を探していたところ、仲介業者の紹介により今回の申請となりました。周辺農地の同意も得ており、問題ないと思われます。よろしく願いいたします。
			13番		番号5号について説明します。こちらにつきましては、譲受人が資材置場を拡張するための申請です。現地を確認したところ、申請地含め周囲は山林化しており、農地として使用されている状況ではありませんでしたので、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
			15番		番号6号について説明します。譲渡人は県外在住のため、不動産業者へ農地の処分を相談していたところ、ペットのトリミングの店舗用地を探していた譲受人と話まとり、売買が成立しました。申請地を購入後は、駐車場やドッグラン、店舗用地とする予定です。周辺住民や地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。
議長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。				
		一同			〔なしの声あり〕
議長	ないので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議				

		番号7号について説明します。譲渡人は主に水稻を栽培している農家です。譲受人は、申請地北側にある老人ホームを建設した業者であり、今回不動産業者の紹介により、申請地に同様の老人ホームを建てるため、売買が成立しました。周辺農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。 番号8号について説明します。譲渡人は高齢となり、申請地を作付けせず管理のみ行っていました。譲受人は申請地近くの金属加工業者で、事業拡大により工場近くで従業員駐車場の用地を探していたところ、不動産業者の仲介により今回売買が成立しました。現地を確認したところ、周囲は道路と自治会場、工場に囲まれた湿気地ですが、適切に管理ができていました。地元水利の同意も得ており、周辺農地の影響もなく問題ありません。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
16番		番号9号について説明します。今回、運送業を営む譲受人の希望により売買が成立しました。申請地は譲受人の所有する土地に隣接しており、今後は駐車場や資材置場として使用する予定です。周辺農地や水利組合の同意も得ており、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
1番		番号11号について説明します。譲受人は市外在住ですが、今後三豊市に移住して美容室の店舗及び住宅を建てるための申請で、分筆した残りは農地として活用する予定です。 番号12号について説明します。借人は土建業者で、以前申請地に倉庫を建てていたことから、今回無断転用の解消を行うものです。 以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一同		〔なしの声あり〕
議長		ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一同		〔異議なしの声あり〕
議長		異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。24ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事務局		議案第6号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。 〔議案第6号 番号1号及び番号2号を朗読〕

		非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号、番号2号ともに「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長		事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
6番		番号1号について説明します。申請地は昭和23年ごろから宅地として利用されており、非農地と判断するのが妥当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
10番		番号2号について説明します。現地を確認したところ、申請地は墓地に隣接しており、申請地にも昭和20年ごろからお墓が建っております。非農地と判断するのが妥当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
議長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一同		〔なしの声あり〕
議長		ないようですので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号及び番号2号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一同		〔異議なしの声あり〕
議長		異議なしと認めます。よって議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号及び番号2号の2件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。25ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事務局		議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。 〔議案第7号 番号1号から番号4号を朗読〕 よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議長		事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
2番		番号1号について説明します。申請地はかつてブドウ等を栽培する畑でしたが、現在は山林化しております。現地も確認しましたが、申請地まで入っていけない状況でした。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
1番		番号2号について説明します。申請地は、以前柿や孟宗竹が栽培されておりましたが、現地を確認したところ既に果樹の木はなく、笹と竹に覆われ農地としての復旧は難しい状況でした。非農地通知が妥当と判断されま

		すので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
2 1 番		番号3号について説明します。現地を確認しましたが、山林化して進入するのも難しい状況でしたので、非農地通知が妥当と思われます。 番号4号について説明します。こちらですが、申請地周辺の山林化している農地については以前非農地通知を送付しており、申請地についても同様に非農地とするものです。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
議 長		担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号4号の4件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。27ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。27ページから54ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数53件、面積12.1ヘクタールでございます。なお、農業者相互の貸借権の設定につきましては、今回の令和7年3月始期のものが最終となります。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては55ページから62ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は12件であり、面積は5.6ヘクタールとなっています。以上、利用権の設定計65件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3つの要件を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は65件すべて適当と認め、決定いたします。次に進みます。別紙の議案書をご覧ください。議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農業者相互の貸借が廃止され、香川県農地機構を介した貸借に一本化されることになりました。今回が、新制度における最初の定例総会への上程となります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は48件、153筆であり、合計面積は15.1ヘクタールです。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年4月1日から貸借開始となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
4 番		土地の所有者がお亡くなりになっている場合、どのように対応したらいいでしょうか。
事 務 局		所有者の死亡により未相続地となっている場合は、相続人の過半数の同意書をとっていただきます。そのうえで、相続人代表の方が貸付人となります。
4 番		過半数でよろしいのでしょうか。
事 務 局		所有者側でトラブルがあってはいけないので、なるべく多くの相続人の同意を取るのがベストではありますが、過半数の同意書がとれれば手続き上は問題ありません。
議 長		ほかにありませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」は48件すべて適当と認め、香川県農地機構へ異議なしと回答することと決定いたします。本日本定していましたが議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

- 1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について
- 2. その他

(1) 3月定例総会について
日 時 令和7年3月21日（金）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
3月7日（金）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：宮崎 和代	高瀬町：笠原 孝弘
		山本町：三宅 幸一	財田町：山岡 正士

- (3) 配布物
- ・令和6年 三豊市賃借料情報

閉 会 【 午後 3時20分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____